(A4) 2 3 0

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、

- (1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人
- (6) 専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

令和5年1月1日

北海道知事 殿

届出者 商号又は名称 株式会社北海道

郵 便 番 号 〒060-8558

主たる事務所の

所 在 地

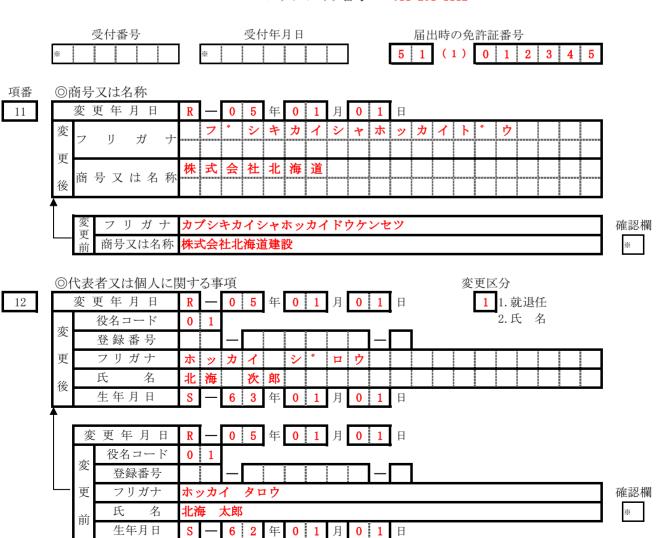
札幌市中央区北3条西7丁目

氏 名 北海 太郎

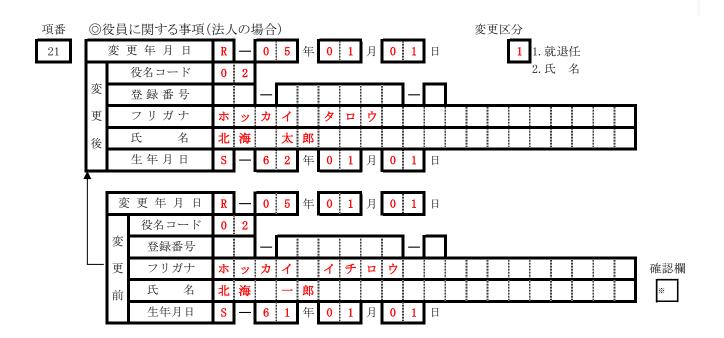
(法人にあっては、代表者の氏名)

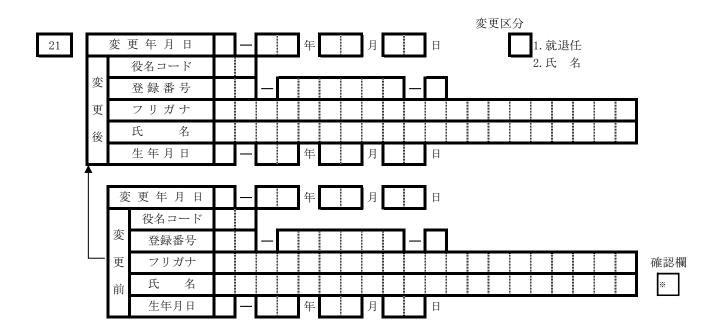
電 話 番 号 011-231-1111

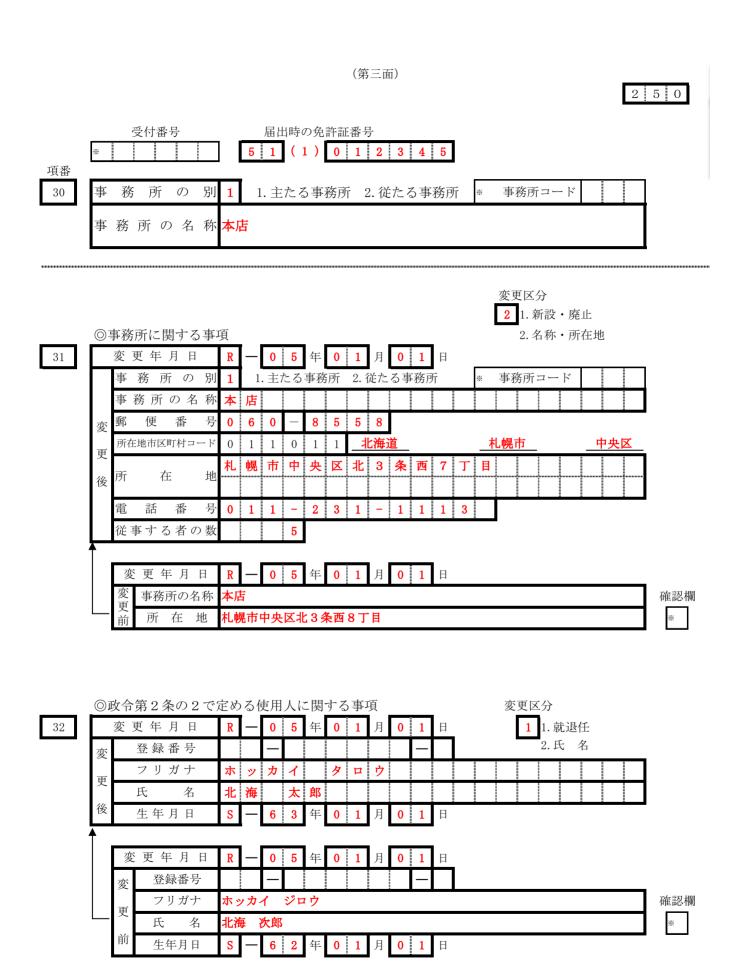
ファクシミリ番号 011-231-1112

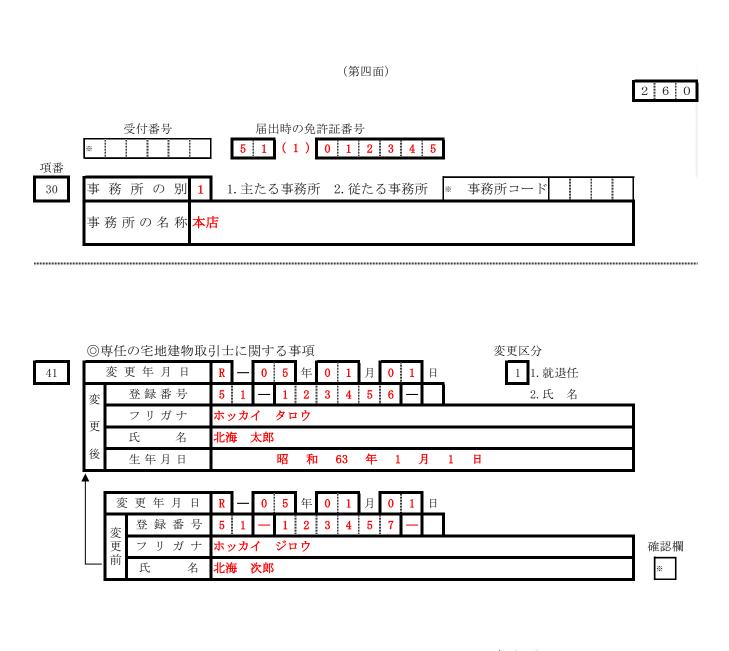


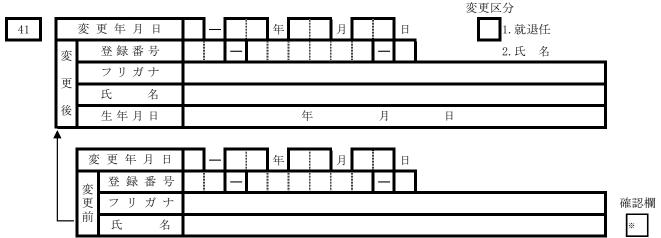












備 考

- 各面共通関係

 - ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。 ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下記より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51~64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例) (記従うこと。

(記入例) ア	0	0	(5)		1	0	0
\bigcirc	9	9	()			5	0

[国土交通大臣(5)第100号の場合]

[国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事	(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事	(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事	(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事	(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事	(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事	(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事	(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事	(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事	(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事	(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事	(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事	(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事	(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事	(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事			
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事			

③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入 するとともに、口に数字を記入するに当たつては、空位の口に「0」を記入すること。

(記入例)	Н	0 1	手 0	8	月	2	3	日	M	明治	S	昭和	R	令和
	[平成	元年8月2	3 日 0	' の場合]		ı	I	Т	大正	Н	平成		

- 「役員コード名」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。 ア 個人の場合には記入しないこと。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。 ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取 締 役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監 査 役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。 この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入す ること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51~64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 3 0 0 0 1 0 0 「東京都知事登録第000100号の場合」 1

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、 濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字空けて左詰めで 記入すること。
- 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方 公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。
- 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによつて表される市区町村に続く 町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、 上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 霞が関 2 1 3

第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、 その際濁点及び半 濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。 ③ 項番 [2] の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

代表者に交代があつた場合 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に 記載すること。

代表者の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に 記載すること。

第二面関係

項番 [21] の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。 代表者以外の役員に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に 記載すること。

代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、 「変更後」の欄にのみ記載すること。

代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、 「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があつた場合 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に 記載すること。

第三面関係

- 第三面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入するこ
- 項番 30 の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無に関わらず 前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 [31] の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。 事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、 「変更前」の欄にのみ記載すること。

- 事務所の名称又は所在地に変更があつた場合 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、 「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方 に記載すること。
- 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ-(ダッシュ)で区切り、左詰め で記入すること。

		!	!	!	!	!	!	!	:	!	!	!	
(記入例)		3	_	3	5	Q	0	_	1	3	1	1	į
(ロロノくりり)	U	J	!	J	J	0	U	!	4	J	1	1	ļ
		i	i	i	i	i	i	i	i	i	i	i	i

- 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- 項番 32 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 30 の事 務所ごとに作成すること。

政令第2条の2で定める使用人に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方 に記載すること。

- イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
 - 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
 - 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があつた場合 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方 に記載すること。

第四面関係

- 第四面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること
- 項番 30 の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更 前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、 当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 ① の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 ③ の事務所ごとに作成すること。
 - 専任の宅地建物取引士に交代があった場合
 - 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方 に記載すること。
 - 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
 - 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - 専任の宅地建物取引士を削減した場合
 - 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、 「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方 に記載すること。

添付書類(2) 誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、 法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に 該当しない者であることを誓約します。

令和5年1月1日

商号又は名称株式会社北海道

氏 名 北海 太郎

北海道知事 殿

添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和5年1月1日

北海道知事 殿

商号又は名称 株式会社北海道

氏 名 北海 太郎

記

事務所の名称	所	在	地	専任の宅地建物 取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
本店	札幌市中央	·区北3	美西 7丁目	1 名	5 名
旭川支店	旭川市永山	6条19	丁目1-1	1 名	3 名
				名	名
				名	名

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事	項	元士本	事	務所の所有	者が申請者	と異なる場	合
事 	垻	所有者	契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 适
(事務所名)							
本店		株式会社北海道					
(所在地)		水之(五 正和)					
札幌市中央区北3条	西7丁目						
(事務所名)					H31. 1. 1		
旭川支店		株式会社〇〇	株式会社〇〇	Н31. 1. 1	~ R3. 12. 31	賃貸借	事務所
(所在地)					(自動更 新)		
旭川市永山6条197	「目1-1				7017		
(事務所名)					H31.1.1	転貸借	
〇〇支店		株式会社〇〇	合同会社〇〇	Н31. 1. 1	~ R3. 12. 31	(転貸について所有者	事務所
(所在地)	1.6				(自動更 新)	承諾済み)	
函館市美原4丁目6 -(事務所名)	-16						
(事務別名)							
(所在地)							
(/)/11446/							
(事務所名)							
(3.3037)[2]							
(所在地)							
(// == = = /							

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

令和 5 年 4 月 1 日

商号又は名称 株式会社北海道

氏 名 北海 太郎

備考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む。)を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にの み次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途(住居、事務所等)について記入すること。

添付書類(6)

住	所	札幀	市中,	央区:	北部	3 条	透	7 丁	一目		
,	721									電話番号 (011) 231 - 4111	
(フリカ 氏	か*†) 名		イ タロウ 手 太E	郞						生年月日 昭和 60 年 1 月 1	目
職	名	代表	を取締	没						登録番号 51-012345	
			期				間			従事した職務の内容	
		自	平成	30	年	1	月	1	日		
		至	平成	31	年	3	月	31	日	株式会社〇〇 不動産売買営業	
		自	平成	31	年	4	月	1	日	株式会社北海道 代表取締役に就任	
		至			年		月		日	1.・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		自		3	年		月		日		
		至		4	年		月		日		
		自		4	年		月		日		
		至		4	年		月		日		
				-	年		月		日		
職	歴	至		4	年		月		日		
		自		3	年		月		日		
		至		3	年		月		日		
		自			年		月		目		
		至		3	年		月		日		
		自		-	年		月		日		
		至			年		月		日		
		自		3	年		月		日		
		至		3	年		月		日		
		自		4	年		月		日		
		至		4	年		月		日		

上記のとおり相違ありません。

令和5年1月1日

(記入例 主たる事務所)

添付書類(8)

- ((A	4)
1	7	0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号	申請時の免許証番号			
*	5 1 (1) 0 0 1	2 3 4		
	<u> </u>			事務所コード
				*
事務所の名称	本店			
従事する者	5 名 うち	専任の宅地建物取引士	1 名	

項番 61 業 従 事 務 に す る 者 従業者証明書番号 主 た る 職務内容 宅地建物取引士であるか否かの別 氏 生. 年 月 目 1 北 海 太郎 S 6 0 0 1 0 1 1. 男 230101 代表取締役 ○ [(石符) 012345] [(空知) 012345] 山田 郎 S 6 0 1 0 1 1. 男 230102 営業 3 佐藤 郎 Н 0 1 0 1 0 1 1. 男 230103 営業 Ε] 4] 230104 総務 Ε 鈴木 郎 Н 0 2 0 1 0 1 1. 男 5 田中 郎 Н 0 3 0 1 0 230105 経理 Ε] 6 1.男 2.女] 7] 1. 男 2. 女] 8 [1. 男 2. 女 9 1. 男 2. 女]] 10 1.男 2.女 11 1. 男 2. 女] 12] 1.男 2.女 13 1.男 2.女 []] 14 1.男 2.女 15 1.男 2.女 Ε] 16 1.男 2.女 [] 17 1. 男 2. 女] 1.男 2.女 [] 18 19 1. 男 2. 女]] 20 1. 男 2. 女 [21 1.男 2.女] Ε] 22 1.男 2.女 23 1.男 2.女] [] 確認欄 24 1. 男 2. 女 1. 男 2. 女]

- この書面は、事務所ごとに作成すること。 中誌考は *FIIの欄には記入しないこと。
- 申請者は、*印の欄には記入しないこ
- 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、 免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事 である場合には、51~64のうち該当するコードを記入するこ

0 記入例 0 (5)0 0 [国土交通大臣(5)第100号の場合] 1

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事	(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事	(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事	(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事	(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事	(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事	(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事	(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事	(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事	(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事	(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事	(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事	(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事	(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事	(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事]	
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事			

「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理 部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入す

「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記 入するに当たつては、 空位の□に「0」を記入すること。

0 0 8 2 3 Н 1 (記入例)

明治 S 昭和 R M Т 大正 Н 平成

令和

[平成元年8月23日の場合]

「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の 申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。

⑨ 宅地建物取引士である者については、] 内に登録番号を記入し、このうち専任の宅地建物取引 士である者については、 〕の前に○印を付けること。

○「(東京) 000100] (記入例)

「東京都知事登録第000100号 である専任の宅地建物取引士の場合]

この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成された書面に記載して当該面の次に添付すること。

(記入上の注意)

- 法人の場合は、宅地建物取引業の業務に従事する役員も記載すること(本店には、代表者が含まれる)。
- 「主たる職務内容」の欄は、役職者はその役職名を、その他の者は現に従事している仕事の内容を簡潔 に記入すること。